

平成 1 9 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 0 年 2 月

京 都 市

平成20年2月  
京 都 市

平成19年度公共事業評価について，京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 全体について

公共事業は市民生活に不可欠な社会資本の整備などに関する事業であり，様々な公共事業が密接に関係することにより相乗効果をもたらすなど，その効果は非常に多岐にわたっている。このため，個別の事後評価を行うに当たっては関連事業も含めた総合的な視点を加味する必要がある。

また，本年度から事後評価を導入したが，公共事業による効果をいかに検証すべきかという点について，国や他都市においても，事後評価は導入され始めたところであり，試行錯誤を繰り返している状況にある。

事業による影響範囲の設定や影響を検証するための指標，事業効果の定量化や新たな指標の設定など，事後評価の手法について多くの課題があるが，それらの解決に向け今後も引き続き検討を重ね，よりよい評価システムを模索していきたい。

また、事業効果を検証するには予算を確保する必要があるが、検証に多額の予算を費やすことは財政上困難な場合がある。この件についても、引き続き研究を重ね、より効率的に事業の効果を検証する手法や指標の設定に向けて取り組んでいく。

## 2 個別事業について

### < 再評価 >

再評価の対象となった10事業の対応方針は別紙1のとおり「事業継続」とし、引き続き事業の推進に努める。

なお、個別の事業については、次のとおり適切に対処していく。

#### (1) 街路事業 伏見向日町線

本事業は、京都市西部地域における交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理することにより、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、現在整備中である外環状線や中山石見線等との連携により、幹線街路網の形成を図るものである。

今後も引き続き、関連事業と連携を図りつつ、残る用地買収を進め、事業の進ちよくを図る。

#### (2) 街路事業 中山石見線

本事業は、京都市西部地域における交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理することにより、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、現在整備中である外環状線や伏見向日町線等との連携により、幹線街路網の形成を図るものである。

今後も引き続き、関連事業と連携を図りつつ、残る用地買収を進め、事業の進ちよくを図る。

( 3 ) 街路事業 御陵六地藏線 ( 第三工区 )

本事業は、京都市東部地域における道路交通の円滑化と、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、京都市東部地域の三条通、西野山大宅線、外環状線などの主要幹線道路を南北に結ぶ幹線道路のうち第三工区を整備するものである。

今後引き続き、残る用地買収を進め、事業の進ちよくを図る。

( 4 ) 街路事業 ・ ・ 25 鴨川東岸線 ( 第一工区 )

本事業は、市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化を図り、京都高速道路「新十条通」と都心を結ぶアクセス道路として整備するものである。

今後は関連事業である鴨川東岸線 ( 第二工区 ) の事業進ちよくを図り、残事業の早期完成に努める。

( 5 ) 河川事業 西野山川

本事業は、支川と本川の間<sup>しやうすいろ</sup>に捷水路 ( ショートカット水路 ) を新設することにより、流域の治水安全度の向上を図るものである。

今後は平成 16 年に浸水被害が発生し地元住民が河川改修の推進を切望されていることから、捷水路の完成を急ぐなど引き続き事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

( 6 ) 河川事業 西高瀬川 ( 有栖川工区 )

本事業は、河川断面の拡大による流域の治水安全度の向上を図るとともに、河川環境の整備や潤いのある水辺空間の創出による地域のまちづくりに貢献するものである。

今後は工事期間の短縮を図るため，工事期間中におけるう回ルートや流水断面の確保等について工夫を凝らし，引き続き事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

( 7 ) 河川事業 善峰川

本事業は，河川断面の拡大や平面線形の改良を行い，流域の治水安全度の向上を図るものである。

今後も引き続き，治水安全度の向上と併せて，周辺の自然環境に配慮した河川改修を行い，事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

( 8 ) 都市公園事業 宝が池公園（広域）

宝が池公園は，都市防災や自然教育，憩い，スポーツ・レクリエーションなど多様な機能を有する，「京都市緑の基本計画」や「京都市地域防災計画」にも位置づけられる広域公園であり，都市部における貴重な緑の確保に寄与するとともに，防災時の活動拠点となる，本市における重要な都市公園の一つである。

今後も引き続き，整備エリアを選定し，自然環境の保全に配慮しながら事業の進ちょくに努める。

( 9 ) 住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は，老朽住宅等が密集している東九条地区において，密集の解消による防災性の向上と住環境の改善を目的としている。

今後は引き続き老朽住宅等の買収，除却に取り組むとともに，関係局と連携しながら公共施設の整備を進め，事業の進ちょくを図る。

(10) 土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幡枝葵森線、幡枝中通の都市計画道路や公園等の自然景観に配慮した公共施設の整備を行い、本市北部地域にふさわしい自然・歴史的景観と調和した、健全な市街地の形成を図るものである。

仮換地指定率は99.7%に達しており、幡枝葵森線が既に供用開始され、幡枝中通の移転補償物件の協議もまとまるなど順調に推移している。

今後も引き続き、事業の早期完了に向けて更なる事業進捗をよくを図る。

## < 事後評価 >

事後評価の対象となった5事業の対応方針は次のとおりである。

### (1) 街路事業 7・7・102 山陰線側道北線

本事業は、JR山陰本線二条駅～花園駅間の連続立体交差化事業の一環として、鉄道高架に伴い、良好な住環境を保全すべき地域に対して、環境上必要な空間を確保し、地域住民の生活環境の向上を図るため側道の整備を行ったものである。

本事業により、コミュニティ道路として開放的な空間形成と歩行者の安全性確保、環境への配慮が図れるなど、側道設置による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

### (2) 街路事業 近鉄東側道

本事業は、近鉄京都線東寺駅～竹田駅間の連続立体交差化事業の一環として、鉄道高架に伴い、良好な住環境を保全すべき地域に対して、環境上必要な空間を確保し、地域住民の生活環境の向上を図るため側道の整備を行ったものである。

本事業により、コミュニティ道路として開放的な空間形成と歩行者の安全性確保、環境への配慮が図れるなど、側道設置による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

( 3 ) 街路事業 葛野大路 ( 山ノ内工区 )

本事業は、京都市西部地域における道路交通の円滑化を図るとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、南区吉祥院と右京区花園を結ぶ南北幹線道路である葛野大路のうち、四条通から御池通までの整備を行ったものである。

本事業により、周辺道路の渋滞が一部解消し、市街地中心部へ向かうアクセス時間が短縮するとともに安全で快適な歩行空間が確保されるなど、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため、本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

( 4 ) 街路事業 御陵六地藏線 ( 第二工区 )

本事業は、京都市東部地域における道路交通の円滑化を図るとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、山科区御陵と伏見区桃山を結ぶ南北幹線道路である御陵六地藏線のうち、西野山大宅線から川田道までの整備を行ったものである。

本事業により、既存道路の交通量が減少し、歩行者などの安全性が向上するなど、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため、本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

( 5 ) 街路事業 幡枝葵森線

本事業は、京都市北部地域における道路交通の円滑化を図るとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、左京区岩倉と北区上賀茂を結ぶ幹線道路である幡枝葵森線のうち、頼光橋付近から府道京都広河原美山線までの整備を行ったものである。

本事業により、円滑な自動車交通の確保、アクセス所要時間の短縮、安全で快適な歩行空間の確保など、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため、本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

## 平成19年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間(廃棄物処理施設事業については5年間)を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化,技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針	
街路事業	1	補	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5		15	「事業継続」	
	2	補	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5		15	「事業継続」	
	3	単	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4		16	「事業継続」	
	4	補	・ ・ 25 鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L=512m 幅員 W=32m	H5		15	「事業継続」	
河川事業	5	補	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=8.2m	H5		15	「事業継続」	
	6	補	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5		15	「事業継続」	
	7	補	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=35m	S63		20	「事業継続」	
都市公園事業	8	補	宝が池公園 (広域公園)	面積 A=128.9ha	S49		34	「事業継続」	
総合整備事業	住宅市街地	9	補	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5		15	「事業継続」
整理事業	土地区画	10	補	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5		15	「事業継続」

\* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

## 平成19年度 事後評価対象事業一覧

## 事後評価対象事業の該当条件

新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設設備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業  
市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	補	7・7・102 山陰線側道北線	延長 L=1,168m 幅員 W=6m	S59		H15	「今後の事後評価、改善措置とも不要である」
	2	補	7・7・103 近鉄東側道	延長 L=440m 幅員 W=6m	H2		H15	「今後の事後評価、改善措置とも不要である」
	3	補	葛野大路	延長 L=795m 幅員 W=27m	H2		H16	「今後の事後評価、改善措置とも不要である」
	4	単	御陵六地藏線 (第二工区)	延長 L=421m 幅員 W=15～18m	H3		H17	「今後の事後評価、改善措置とも不要である」
	5	補	幡枝葵森線	延長 L=746m 幅員 W=12～14m	H3		H18	「今後の事後評価、改善措置とも不要である」

\* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

## 参 考 资 料

京都市公共事业评价实施要纲

# 京都市公共事業評価実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。
- (9) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

### (京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

### (委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

## 第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間(環境衛生施設整備事業については、5年間)を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間(下水道事業については、10年間)を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目的
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

## 第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要があると判断した事業

（事後評価の実施時期）

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあっては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあっては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

（事後評価の方法）

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

（事後評価の対応方針の決定）

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

（関係規定の廃止）

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において，都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し，精算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路，街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点